

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(内閣府)

| | | | | | | | | |
|--|--|--------------|------------|--|----------------------|------|----|----------|
| 事業名 | 東日本大震災復旧・復興に係る公立文教施設整備に必要な経費 | | 担当部局庁 | 沖縄振興局 | 作成責任者 | | | |
| 事業開始・終了(予定)年度 | 昭和47年度 | | 担当課室 | 総務課事業振興室 | 岩井一郎 | | | |
| 会計区分 | 一般会計 | | 施策名 | 9. 沖縄政策の推進 | | | | |
| 根拠法令 (具体的な条項も記載) | ・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担分等に関する法律 ・沖縄振興特別措置法 第105条 | | 関係する計画、通知等 | 教育振興基本計画(平成20年7月閣議決定) 沖縄振興計画(平成14年7月内閣総理大臣決定) | | | | |
| 事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内) | 東日本大震災では、学校施設が子供の命を守っただけではなく、多くの施設が避難所として機能したところであり、その安全性の確保が極めて重要であることが強く認識された。第3次補正予算では、全国的に緊急性・即効性のある防災対策を講じる観点から、地震から児童生徒等の生命・身体の安全を確保する。 | | | | | | | |
| 事業概要 (5行程度以内。別添可) | 児童生徒等の生命・身体の安全を確保するため、公立学校施設を耐震化することにより、防災機能の強化を図る整備を推進する。 〔負担(算定)割合〕 学校施設環境改善交付金: 改築事業 7.5/10 など | | | | | | | |
| 実施方法 | <input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | | | |
| 23年度予算額 (単位: 百万円) | 当初 | 第1次補正 | 第2次補正 | 第3次補正 | 計 | | | |
| | 10,726 | - | - | 279 | 11,005 | | | |
| 成果目標 (アウトカム) | 成果指標 | 単位 | 目標値 | | 活動指標 (アウトプット) | 活動指標 | 単位 | 23年度活動見込 |
| | | | 23年度 | (27年度) | | | | |
| 公立学校の耐震化の推進 | 耐震化率 | 約80% (見込) | 100.0% | ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み | | | | |
| 単位当たりコスト | 約140(百万円/事業) | | | 算出根拠 | (第3次補正予算予定額/申請見込事業数) | | | |
| 事業所管部局による点検 | | | | | | | | |
| 項目 | | | | 内容 | | | | |
| 「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。 | | | | 「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、今後の災害への備えとして、学校の耐震化などの防災対策の推進が掲げられており、避難場所として災害時の拠点ともなる公立学校の施設整備は、当該施策と整合性がとられている。 | | | | |
| 被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。 | | | | 東日本大震災の後、来年度以降に予定していた耐震化事業を前倒して計画する設置者が出てくるなど、被災地にとどまらず全国的に学校施設の防災対策への需要が高まってきている。そのような需要に応えるため、一刻も早く震災に備えた施設整備を行う必要がある。 | | | | |
| 効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。 | | | | 耐震化事業等、緊急度の高い事業へ重点的に予算措置するなど、限られた財源の中でも効率的な執行に努めている。 | | | | |
| 費用対効果や効率性の検証が行われたか。 | | | | 本事業は、児童生徒等の生命・身体の安全を確保する耐震化事業や、防災機能の向上を図る学校施設整備を対象としている。 | | | | |
| 国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。 | | | | 本事業は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、地方公共団体の実施する公立学校施設整備に要する経費の一部を補助するものであり、役割分担は明確である。 | | | | |
| 他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。 | | | | 公立学校の施設整備においては、文部科学省が施設整備上の重要事項や整備目標について示した「施設整備基本方針」、「施設整備基本計画」を策定することとしており、これに沿って地方公共団体は計画的な施設整備を実施している。 | | | | |
| 事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。 | | | | 対象とする事業は、設計等が完了しているなど、速やかに事業着手が可能なものである。 また、事業の執行については、移替先の文部科学省において適切に進行状況の管理が行われる。 | | | | |

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込み

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円 /)」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。